

特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

附 則

2 この法律は、令和九年三月三十一日限りその効力を失う。

現 行

附 則

2 この法律は、平成三十四年三月三十一日限りその効力を失う。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

附 則

（所掌事務の特例）

第一條　〔略〕

2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

日	令和五年三月三十一	期 限	事 務
〔略〕	〔削る〕	〔略〕	〔削る〕

現 行

附 則

（所掌事務の特例）

第一條　〔同上〕

2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

日	令和五年三月三十一	期 限	事 務
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

令和六年三月三十一日	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令和七年三月三十一日	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
令和九年三月三十一日	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

令和六年三月三十一日	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
令和七年三月三十一日	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
令和十三年三月三十一日	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

改 正 案

附 則

現 行

日 令和六年三月三十一	日 令和五年三月三十一	期 限 〔削る〕	事 務 〔削る〕	3 达成するため、第四条第 一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の 上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつ かさどる。
[略]	[略]			

附 則

日 令和六年三月三十一	日 令和五年三月三十一	期 限 〔削る〕	事 務 〔削る〕	3 达成するため、第四条第 一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の 上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつ かさどる。
[略]	[略]			
[同上]	[同上]			

令和七年三月三十一日	〔略〕
令和十三年三月三十一日	<p>〔略〕</p> <p>特殊土壤地帯（特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>

令和七年三月三十一日	〔新設〕
令和十三年三月三十一日	〔同上〕

○ 國土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第四項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

附 則

（所掌事務の特例）

第二条 國土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四

条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限 事 務

〔削る〕

〔削る〕

令和六年三月三十一	日 令和五年三月三十一			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

現 行

附 則

（所掌事務の特例）

第二条 國土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四

条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限 事 務

日 令和四年三月三十一

特殊土壤地帯（特殊土壤地帯災害防除
及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壤地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

令和六年三月三十一	日 令和五年三月三十一			
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	

期 限	〔同上〕	〔新設〕	〔新設〕	〔同上〕	〔同上〕
法 律	〔同上〕	〔新設〕	〔新設〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕
	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条 國土審議会は、第七条各号
次の表の上欄に掲げる日までの間
法律の規定によりその権限に属す

（国土審議会の所掌事務の特例）

第五条 國土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

〔削る〕	期限	事務	（地方支分部局の所掌事務の特例）
〔削る〕	日 令和九年三月三十一日	〔略〕 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法	〔削る〕 日 令和五年三月三十一日 〔略〕

〔削る〕	期限	事務	（地方支分部局の所掌事務の特例）
〔削る〕	日 令和四年三月三十一日	〔新設〕 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法	〔削る〕 日 令和五年三月三十一日 〔同上〕

		令和五年三月三十一日	〔略〕
2 〔略〕	令和九年三月三十一日	〔略〕	〔略〕
	特殊土壤地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務	〔略〕	〔略〕

	令和五年三月三十一日	〔略〕
2 〔同上〕	〔新設〕	〔同上〕
	〔新設〕	〔同上〕